

意見書案第1号

家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために
「所得税法第56条の廃止を求める」意見書について

地方自治法第99条の規定による意見書を室戸市議会会議規則第14条により提出します。

令和元年7月5日 提出

提出者	室戸市議会議員	亀井賢夫
賛成者	〃	久保八太雄
〃	〃	河本竜二
〃	〃	田渕信量
〃	〃	竹中真智子
〃	〃	小椋利廣
〃	〃	山本賢誓
〃	〃	脇本健樹
〃	〃	濱口太作
〃	〃	町田又一
〃	〃	竹中多津美

室戸市議会議長 堺喜久美様

家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために
「所得税法第56条の廃止を求める」意見書

中小業者や農林漁業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は86万円、親族は50万円である。家族従業者はこのわずかな控除が、本人の収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけている。

政府は成長戦略の中核として、「女性の活躍」をあげている。「自家労賃を必要経費」として認めることで、「女性の活躍」をいっそう促進することができる。

税法上では青色申告にすれば、家族従業者の「働き分」（自家労賃）を給与として経費にすることができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

2016年3月、国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対し、「家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しの検討をすすめることを求める」勧告を出している。ドイツ・フランス・アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としている中、日本国内でも見直しを求める声が大きく広がり、485の自治体が国に意見書を上げている。

税法、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるため、「女性の活躍」を促進するためにも、所得税法第56条を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月5日

高知県室戸市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
法務大臣 山下 貴司 殿